

平成18年第2回定例会意見書全文



結果一覧へ

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

全国には、債務整理を必要とする多重債務者が、200万人にも及ぶと推測され、返済に行き詰まった債務者の自己破産、自殺、強盗や殺人等の犯罪が社会問題化している。

このような背景には、貸金業者の多くが、利息制限法が定める制限金利(年15～20%)を上回る貸金業規制法(貸金業の規制等に関する法律)第43条の「みなし弁済」規定を適用した出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)の上限金利の年29.2%という高金利での貸し付けを行っている実態がある。さらに、日賦貸金業者及び電話担保金融は、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利での営業が許されており、このような出資法の上限金利及び特例規定による金利は、いずれも高金利な貸し付けで、多くの多重債務者を生む要因となっている。

平成17年12月に最高裁判所は、貸金業者の多くが採用する「リボルビング式」の貸し付けに「みなし弁済」の適用はないと判示した。これは、「みなし弁済」規定の存続意義は、もはや認められないということであり、国民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制などが必要とされているのである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について早急に法改正されるよう強く要望するものである。

記

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を廃止すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月26日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	金融・経済財政政策担当大臣
総務大臣 あて	衆議院議長 あて
法務大臣	参議院議長



先頭へ

森林・林業・木材産業施策の確立及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割(我が国の削減約束6%のうち森林の吸収量は3.9%、ただし、現状の森林整備水準では吸収量2.6%程度)が課せられ、今後、これを確実なものとするため、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林の整備が強く求められている。

一方、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐を初めとする森林の整備・管理が十分に行われなくなってきたこと、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発する中で、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが、強く危ぶまれている。

また、違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには、違法伐採木材が国際市場に流通することによって地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

よって、本市議会は国に対し、我が国の森林・林業・木材産業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、下記の施策を講ずるよう強く要望するものである。

記

- 1 「森林・林業基本計画」に基づく森林の整備・保全及び「緑の雇用」事業による担い手の確保・育成対策の推進を図ること。
- 2 「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づく違法伐採対策の確立、特に、外材についての対策を確立すること。
- 3 国内の違法伐採対策を実施するに当たっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮するとともに、低コストで安定的・効率的な木材供給体制を確立すること。
- 4 地球温暖化防止森林吸収源対策を実施するための安定的な財源を確保し、着実な推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月26日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣	環境大臣
総務大臣 あて	衆議院議長 あて
財務大臣	参議院議長
農林水産大臣	



先頭へ

基地交付金の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊等の基地施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、市民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設が所在する市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しており、また、こうした基地施設が所在する市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)等が交付されている。

しかしながら、基地交付金の対象資産は、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する土地、建物及び工作物などの一部の施設に限定されており、対象資産の拡大が求められているところである。

また、基地交付金は、平成元年以降3年ごとに増額されているものの、国民の安全・安心を守る重要な施設の代価としては不十分であり、さらなる増額が必要である。

よって、本市議会は国に対し、平成19年度予算において、基地交付金の増額措置を講ずるとともに、対象資産を拡大することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月26日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて	財務大臣 あて
総務大臣	